

青森市まちづくり基本条例案中修正

青森市まちづくり基本条例案（平成二十八年二月二十四日提出。議案第八十号）を次のように修正する。

目次中「第十九条—第二十一条」を「第十九条・第二十条」に、「第二十二条—第二十五条」を「第二十二条—第二十四条」に、「第二十六条」を「第二十五条」に改める。

第二十条を削り、第二十二条を第二十条とする。

第六章中第二十二条を第二十二条とし、第二十三条から第二十五条までを一条ずつ繰り上げる。

第七章中第二十六条を第二十五条とする。



修正理由

廃置分合及び境界変更に関する住民投票について別に条例で定める規定を削除するため、修正するものである。

議案第八十号 青森市まちづくり基本条例修正案 対照表

修 正 後	修 正 前
目次	目次
(中略)	(中略)
第五章 住民投票（第十九条・第二十条）	第五章 住民投票（第十九条—第二十一条）
第六章 市政運営（第二十二条—第二十四条）	第六章 市政運営（第二十二条—第二十五条）
第七章 条例等の見直し（第二十五条）	第七章 条例等の見直し（第二十六条）
附則	附則
第一条～第十八条 （略）	第一条～第十八条 （略）
(住民投票)	(住民投票)
第十九条 市長は、次のいずれかに該当するときは、住民の意思を確認するため、住民投票を実施するものとする。	第十九条 市長は、次のいずれかに該当するときは、住民の意思を確認するため、住民投票を実施するものとする。
一 法令の定めるところにより、本市の議会の議員及び市長の選挙権を有する者の総数の五十分の一以上の者の連署をもって、その代表者から住民投票に関する条例の制定の請求があり、当該条例が制定されたとき。	一 法令の定めるところにより、本市の議会の議員及び市長の選挙権を有する者の総数の五十分の一以上の者の連署をもって、その代表者から住民投票に関する条例の制定の請求があり、当該条例が制定されたとき。
二 法令の定めるところにより、議員から議員定数の十二分の一以上の者の賛成を得て、住民投票に関する条例案の提出が議会にあり、当該条例案が議決されたとき。	二 法令の定めるところにより、議員から議員定数の十二分の一以上の者の賛成を得て、住民投票に関する条例案の提出が議会にあり、当該条例案が議決されたとき。

修 正 後

修 正 前

三 市長が自ら住民投票に関する条例案を議会に提出し、当該条例案が議決されたとき。

2 前項の規定による条例の制定の請求又は条例案の提出をしようとするときは、当該条例又は条例案に、投票に付すべき事項、投票の手続、投票資格要件その他住民投票の実施に関し必要な事項を記載しなければならない。

三 市長が自ら住民投票に関する条例案を議会に提出し、当該条例案が議決されたとき。

2 前項の規定による条例の制定の請求又は条例案の提出をしようとするときは、当該条例又は条例案に、投票に付すべき事項、投票の手續、投票資格要件その他住民投票の実施に関し必要な事項を記載しなければならない。

(廃置分合及び境界変更に関する住民投票)

第二十条 前条に定めるもののほか、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七条の規定により本市の廃置分合及び境界変更を行おうとするときは、別に条例で定めるところにより、住民投票を実施することができるものとする。

(住民投票の尊重)

第二十一条 (略)

(住民投票の尊重)

第二十二条 (略)

第六章 市政運営

第六章 市政運営

修 正 後

(総合計画)

第二十一条 (略)

(市政運営の評価)

第二十二条 (略)

(財政運営)

第二十三条 (略)

(危機管理体制の確立)

第二十四条 (略)

第七章 条例等の見直し

第二十五条 (略)

附 則 (略)

修 正 前

(総合計画)

第二十一条 (略)

(市政運営の評価)

第二十二条 (略)

(財政運営)

第二十三条 (略)

(危機管理体制の確立)

第二十四条 (略)

第七章 条例等の見直し

第二十五条 (略)

附 則 (略)